

環境配慮行動項目の実施に関する特記仕様書

契約の履行にあたり、貨物又は廃棄物の運搬の際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成１２年川崎市規則第１２８号。以下「規則」という。）第７９条の３に規定する対象自動車を使用し、市内を発着する場合、次に掲げる環境配慮行動項目の実施に努めること。

環境配慮行動項目

- 1 エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。
- 2 規則第７９条の２第２号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと。
- 3 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。